

議案第101号

前橋市水道事業給水条例の改正について

令和3年9月1日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市水道事業給水条例の一部を改正する条例

前橋市水道事業給水条例（平成5年前橋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項前段中「、使用水量」を「及び使用水量」に改め、「もの）」の次に「（私設消火栓及び畑地かんがい給水装置に係る料金については、当該料金区分に定める額）」を加え、同項の表を次のように改める。

種別	用途	料金区分（従量料金においては、1立方メートルにつき）	
専用給水装置	一般用	基本料金	口径13ミリメートル 970円
			口径20ミリメートル 1,105円
			口径25ミリメートル 1,140円
			口径30ミリメートル 1,300円
			口径40ミリメートル 1,800円
			口径50ミリメートル 3,600円
			口径75ミリメートル 13,000円
			口径100ミリメートル 17,000円
			口径150ミリメートル 47,000円
			従量料金
	使用水量が8立方メートルを超え30立方メートルまで 135円		
	使用水量が30立方メートルを超え50立方メートルまで 175円		
使用水量が50立方メートルを超え300立方メートルまで 219円			

			使用水量が300立方メートルを超え3,000立方メートルまで 229円
			使用水量が3,000立方メートルを超えるもの 203円
	浴場業用	基本料金	口径20ミリメートル 4,900円
			口径25ミリメートル 4,920円
			口径30ミリメートル 5,020円
			口径40ミリメートル 5,260円
			口径50ミリメートル 6,150円
			口径75ミリメートル 6,570円
			口径100ミリメートル 7,360円
			口径150ミリメートル 9,950円
		従量料金	使用水量が100立方メートルまで 0円
			使用水量が100立方メートルを超えるもの 58円
	臨時用	基本料金	—
		従量料金	277円
私設消火栓	演習用		1栓 10分につき 1,980円
	火災時使用		無料
畑地かんがい給水装置	畑地かんがい用		1アール（1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき 26円

第30条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 使用日数が15日以下のときは、基本料金の2分の1の額に従量料金（第25条第1項に定める従量料金の使用水量をそれぞれの2分の1として算定した額）を加算した額とする。

第31条本文中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第31条の改正規定は、

同年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の前橋市水道事業給水条例（附則第4項において「改正後の条例」という。）第25条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用する。

3 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く水道使用者の令和4年4月及び5月の使用水量検針分の使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

(令和7年3月31日までの間における水道料金に関する特例)

4 改正後の条例第25条第1項の規定にかかわらず、施行日から令和7年3月31日までの間の使用に係る水道料金は、使用期間1か月につき次の表に掲げる種別及び用途の区分に従い、メーター口径及び使用水量に応じ、基本料金及び従量料金の合計額（隔月検針により使用水量を計量する場合には、当該各月分の額を合計したもの）（私設消火栓及び畑地かんがい給水装置に係る料金については、当該料金区分に定める額）に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

種別	用途	料金区分（従量料金においては、1立方メートルにつき）	
専用給水装置	一般用	基本料金	口径13ミリメートル 930円
			口径20ミリメートル 1,060円
			口径25ミリメートル 1,095円
			口径30ミリメートル 1,200円
			口径40ミリメートル 1,670円
			口径50ミリメートル 3,410円
			口径75ミリメートル 12,000円
			口径100ミリメートル 16,300円
			口径150ミリメートル 45,100円
		従量料金	使用水量が8立方メートルまで 38円（口径25ミリメートル以下は0円）
			使用水量が8立方メートルを超え30立方メートルまで 130円
			使用水量が30立方メートルを超え50立方メートルまで 168円
			使用水量が50立方メートルを超え300立方

			メートルまで 211円	
			使用水量が300立方メートルを超え3,000立方メートルまで 221円	
			使用水量が3,000立方メートルを超えるもの 195円	
浴場業用	基本料金	口径20ミリメートル	4,900円	
		口径25ミリメートル	4,920円	
		口径30ミリメートル	5,020円	
		口径40ミリメートル	5,260円	
		口径50ミリメートル	6,150円	
		口径75ミリメートル	6,570円	
		口径100ミリメートル	7,360円	
		口径150ミリメートル	9,950円	
	従量料金		使用水量が100立方メートルまで	0円
			使用水量が100立方メートルを超えるもの	58円
臨時用	基本料金		—	
	従量料金		266円	
私設消火栓	演習用	1栓	10分につき 1,900円	
	火災時使用		無料	
畑地かんがい給水装置	畑地かんがい用	1アール（1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき	25円	

- 5 前項の場合において、令和7年4月1日前から同日以後に引き続く水道使用者の同年4月及び5月の使用水量検針分の使用水量に係る水道料金については、同項の規定の例による。